

一般社団法人 日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定機構
諸規約・諸規定

(平成 26 年 3 月 1 日制定)

講師招聘及び認定試験問題監修に関する経費に関する規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、認定講習会、機構主催セミナー等での講師招聘に関する経費及び認定試験問題監修に関する経費について定める。

(経費の種類)

第 2 条 指導料、原稿料、交通費、宿泊費は次のとおりとする。

(1) 認定講習会、機構主催セミナー等の講師（役員、委員、社員を除く）。

①指導料： 20,000 円～50,000 円（税別）。

②交通費： 旅費に関する規定に準ずる。

③宿泊費： 旅費に関する規定に準ずる。

(2) 役員、委員、社員が認定講習会、機構主催セミナー等の講師を務めた場合。

①指導料： 10,000 円（税別）。

②交通費： 旅費に関する規定に準ずる。

③宿泊費： 旅費に関する規定に準ずる。

(3) 認定試験問題監修に関する経費。

原稿料として年間 30,000 円（税別）を支給する。

(特 別 支 給)

第 3 条 特別の事由によりこの規定によることが困難な場合は、理事長の決裁を経て必要な謝礼金を支給することができる。

付 則

1. この規定は理事会の議決により改訂することができる。

2. この規定は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。